

見本(10月～12月分を例として)

請求日 年 月 日

(宛先) 京田辺市長

施設等利用費請求書 (償還払い用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【令和元年10月～令和元年12月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

《 認定種別の考え方 》

4月1日時点で
 3歳～5歳 ……………【第2号】
 0歳～2歳 かつ 住民税非課税世帯 ……………【第3号】

田辺市が住民基本台帳で

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	タナベ タロウ	認定 子ども との 続柄	父	生年月日	昭和■■年■■月■■日
氏名	田辺 太郎	田辺		現住所	〒610-●●●● 京田辺市●●●●1丁目1-1 電話：090-▲▲▲▲-●●●●

※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	■ 第2号 □ 第3号	認定番号	
生年月日	平成■■年■■月■■日	フリガナ	タナベ ヤスシ
今回請求期間の間の住所		氏名	田辺 康
■ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

転入出がある場合は記入。

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	●●● ヨウチエン	所在地	〒
施設名称	●●● 幼稚園	(市外の場合のみ記入)	電話：
今回請求期間の間の在籍状況		■ 期間中在籍 □ 途中入園した □ 途中退園した	
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入			年 月 日

途中入退園がある場合は記入。

4. 振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	銀行・信用金庫 ●●●	支店	預金種目 ■ 普通 □ 当座
●●●●●	農協・信用組合 ●●●	出張所	口座番号 ▲▲▲▲▲▲▲▲
口座名義(カタカナ)			タナベ タロウ

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入して下さい>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※2 ※①～⑥)に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ ■■■ヨジエン 施設・名 ■■■幼稚園	所在地 〒 610-■■■■ 京田辺市■■■2丁目2-2 電話：090-▲▲▲-□□□
②	フリガナ 施設・名	所在地 〒 電話：
③	フリガナ 施設・名	所在地 〒
④	フリガナ 施設・名	所在地 〒
⑤	フリガナ 施設・名	所在地 〒 電話：
⑥	フリガナ 施設・名	所在地 〒 電話：

認可外保育施設等償還払いの対象かどうかは在籍園に確認して下さい。

- ※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

利用日数によっては施設利用料の満額を請求できない場合があります。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※4		請求額 ※5 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象金額(450円/日) ※4	aとbの金額の低い方を記入(c)			
令和元年 10月	8,000 円	20 日	9,000 円	8,000 円	0 円	8,000 円	
令和元年 11月	8,000 円	10 日	4,500 円	4,500 円	0 円	4,500 円	
令和元年 12月	8,000 円	15 日	6,750 円	6,750 円	5,000 円	11,300 円	

- ※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

- ※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

- ※5 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。